

事後評価シート

主管課・室長：総務課自然ふれあい推進室長

<p>施策名</p>	<p>- 8 - (6) 自然とのふれあいの推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>多くの人々が多様な自然とふれあうことができるよう、自然公園等のすぐれた自然を有する地域から、里山等の身近な自然を有する地域までの幅広いフィールドにおいて、施設整備等を通じて自然とのふれあいの場の整備を図るとともに、自然とのふれあい活動をサポートとする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供など、自然とふれあうための機会や情報の提供を実施。また、一定のルールの下で、自然環境に配慮したエコツーリズムを推進。</p> <p>さらに、温泉については、温泉成分の分析機関の登録制度の創設等を内容とする改正温泉法の施行に向けた準備を行うとともに、国民保養温泉地の指定と各種公共施設の整備を実施。</p>
<p>目標及び指標</p>	<p>自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて、自然への理解を深め、自然を大切にす気持を育成する。</p>
<p>目標の達成状況</p>	<p>国立公園等において、約3千名の自然公園指導員が活動しており、利用マナーの指導等を実施。</p> <p>国立公園7地区において、新たにパークボランティアの追加登録に係る研修会等を実施。全国36地区において、約2千名のパークボランティアが活動。</p> <p>田貫湖ふれあい自然塾における自然体験活動の実施に際しての自然環境保全への配慮事項などを定めたガイドラインの検討や外部有識者による自然体験活動プログラムの評価等を実施。</p> <p>全国の自然保護事務所、地方公共団体等に対し、「自然に親しむ運動」期間中に自然とふれあうための行事の開催等と呼び掛けるとともに、磐梯朝日国立公園裏磐梯地域（福島県北塩原村）において、第43回自然公園大会を開催し、環境大臣表彰等を実施。</p> <p>全国各地の国立公園等の利用拠点11地区において、自然保護官（レンジャー）の指導の下、約1,000人の小中学生が国立公園等のパトロール、利用者の指導啓発、自然探勝路や登山道等の清掃・維持補修、動植物の生息・生態調査、自然観察活動等に取り組むプログラムを体験。</p> <p>平成13年度より、自然公園の利用拠点等において、現代ニーズに適した公園利用への転換を推進し、利用の活性化を図るため、「自然公園利用拠点新活性化事業」を実施。また、中高年等の登山ブームを背景に、登山者が集中して植生の荒廃や浸食を招いている登山歩道について、自然環境を保全しつつ安全、適切な施設を整備するため、「利用集中特定山岳地域登山歩道整備事業」を実施。</p> <p>自然に学び、自然の仕組みや大切さへの理解を深める「自然学習環境整備事業」、野生鳥獣と人間との共存を図るための「野生鳥獣との共生環境整備事業」、二酸化炭素の吸収源である植生、自然エネルギーを活用した地球にやさしい施設を整備する「環境共生推進特別整備事業」等を引き続き実施。</p> <p>また、エコツーリズムの先進地である西表島における具体的なエコツーリズムの展開にかかる調査を実施。</p> <p>温泉については、改正温泉法の適正な施行のための準備を行うとともに、温泉の保護及び効率的利用等に関する調査やふれあいやすらぎ温泉地整備事業を実施。</p>
<p>評価</p>	<p>自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図りつつ、自然体験活動の拠点のモデルとなるよう田貫湖ふれあい自然塾において自然体験活動ガイドラインの検討などに先駆的に取り組むとともに、全国各地における自然とのふれあいの機会や情報を積極的に提供。</p> <p>本施策を推進することにより、国民が安全・快適に自然とふれあうこと</p>

	<p>が可能となり、自然とのふれあいが促進され、自然への理解と関心を高める効果をもたらしており、年間延べ9億人以上の人々が、自然とのふれあいを求め自然公園を利用。</p> <p>西表島におけるエコツーリズムのガイドラインの基礎的な検討が進むとともに、地域住民のエコツーリズムに対する理解・協力のための意識醸成が図られた。</p> <p>温泉については、改正温泉法によりの確な温泉成分分析表示の確保、掘削許可事務の合理化が図られるとともに、温泉の適正な利用が推進される。また、ふれあいやすらぎ温泉地の整備により、健全な温泉利用を通じた自然とのふれあいを推進。</p>
<p>今 の 後 の 課 題</p>	<p>より環境教育・環境学習の視点を重視するなど、自然とのふれあいに関する各種施策の充実を図りつつ、総合的に推進することが必要。</p> <p>自然とのふれあいの場の整備に関しては、環境教育・環境学習や地球環境保全の視点を重視した事業のほか、自然環境の保全・再生、地域の活性化等の視点を踏まえた事業を展開することが必要。また、整備内容、工法と周辺の自然環境との適合について、一層の配慮が必要。</p> <p>エコツーリズムのガイドラインの策定、地域住民等の理解・協力のための一層の意識醸成。</p> <p>温泉については、改正温泉法の制度運用状況を適正に把握するとともに、温泉の適正な利用に向けた調査、検討及び温泉地の整備事業を適切に推進することが必要。</p>
<p>政策効果 把握の 関連資料</p>	<p>環境省自然環境局 平成12年自然公園等利用者数調査 エコツーリズム推進基盤整備調査報告書</p>
<p>添付資料 (別紙)</p>	<p>温泉法施行規則の改正に関する意見の募集について</p>

事務事業評価シート

施策名	- 8 - (6) 自然とのふれあいの推進	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．自然とのふれあい活動のサポート	<p>昭和32年に制度を創設し、本年度も約3,000名の自然公園指導員が、全国各地の自然公園において地域の状況に応じて直接指導を行ったり、広大な自然公園区域内の情報を収集することにより、より効果的に利用マナーの徹底、事故の未然防止、情報収集が図られている。</p> <p>23国立公園36地区において登録されている約2,000人のパークボランティアが、自然解説等の充実という行政ニーズと自然保護等の活動に自ら参加したいという国民ニーズの双方を満たしつつ、その活動により、国民の自然とのふれあいや、国立公園の保護管理の質の向上や充実が図られた。また、平成13年度は、7地区において新たにパークボランティアの追加登録に係る、研修会等を実施。</p> <p>自然ふれあい体験学習活動の先進地である田貫湖ふれあい自然塾（平成12年開校）等において、先駆的、モデル的な体験プログラムの開発、実践、情報発信を図ることは、自然ふれあいニーズに応える効果的施策。平成13年度は、田貫湖ふれあい自然塾における自然体験活動の実施に際しての自然環境保全への配慮事項などを定めたガイドラインの検討や外部有識者による自然体験活動プログラムの評価等を実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園指導員費（13百万円） ・パークボランティア活動推進費（11百万円） ・自然ふれあい体験学習等推進事業費（23百万円）
イ．自然とふれあうための機会や情報の提供	<p>平成13年度は、全国の自然保護事務所、地方公共団体等に対し、「自然に親しむ運動」期間中の自然とふれあうための行事の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園等利用推進事業費（16百万円）

開催、参加者に対する自然の適正利用や事故防止について普及啓発を依頼し、全国展開。また、磐梯朝日国立公園裏磐梯地域（福島県北塩原村）において、第43回自然公園大会を開催し、環境大臣表彰等を実施。公募により参加した子供達が、実際に自然の中で様々な活動を体験することにより、環境学習効果を発揮。平成13年度は、全国各地の国立公園等の利用拠点11地区において、約1,000人の小中学生が国立公園等のパトロール、利用者の指導啓発、自然探勝路や登山道等の清掃・維持補修、動植物の生息・生態調査、自然観察活動等に取り組むプログラムを体験。

全国各地の最新の自然情報を幅広く提供し、自然環境学習の教材として役立てることのできるホームページ「インターネット自然研究所」を開設。各地の国立公園の風景や野生生物のライブ映像の提供、桜前線や田植え前線など生物季節に関する利用者からの投稿情報の集計と公表などを内容とし、開設から半年以上が経過した現在でも、月平均10万件以上のアクセス数を維持。また、自然とのふれあいに関する情報提供のため、上記ホームページと連携しながら、ビジターセンター等の自然ふれあい施設の利用案内、自然観察会等の行事開催予定などの情報を広く一般に情報提供するとともに、特に自然への関心が高い人に「自然大好きクラブ」の手帳（パスポート）を配布することにより、自然ふれあい活動に「参加」する動機付けとして効果的。

・子どもパークレンジャー事業費
(18百万円)

・インターネット自然研究所
(645百万円：平成12年度補正予算)
・自然ふれあい体験学習等推進事業費(再掲23百万円)

ウ・自然とのふれあいの場の整備

本事業を推進することにより、国民が安全・快適に自然とふれあうことが可能となり、自然とのふれあい

・自然公園等事業費
(16,772百万円)

	<p>が促進され、自然への理解と関心を高める効果をもたらしており、年間延べ9億人以上の人々が、自然とのふれあいを求め自然公園を訪れている。</p>	
<p>工：温泉の保護と適正利用</p>	<p>貴重な天然資源である温泉源を将来にわたって保護するとともに、温泉利用者の健康を保護し、適正な利用を推進するため、「温泉の集中管理指導マニュアル作成調査」及び「短・中期滞在の温泉利用における療養効果等検討調査」を実施。</p> <p>温泉法第25条（旧法第14条）の規定に基づき、指定した国民保養温泉地において、温泉センターや遊歩道などの施設整備を実施し、健全な温泉利用を通じた自然とのふれあいを推進。</p>	<p>・温泉の保護及び効率的利用に関する調査費（13百万円）</p> <p>・ふれあい・やすらぎ温泉地整備事業（自然公園等事業費の一部230百万円）</p>